

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対して、金7314万7178円及びこれに対する平成12年9月21日から完済に至まで年5分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
との裁判ならびに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

第2 労災事故の発生

1. 原告の登戸郵便局での業務は、深夜に運び込まれる郵便物及び荷物の仕分け作業であった。川崎本局から配送されてくる大型・小型・国際郵便、ゆうパックなどの仕分け処理、区分機を使った仕分け業務、現金書留等の特殊郵便の仕分け業務などである。

具体的には、トラック等で配送されてくる郵便物等は、上下2段に分かれたパレット台車（高さ約1.8メートル、横約1.8メートル、奥行き約1メートル）にプラスチックボックスが積まれており、そのプラスチックボックスに郵便物が詰め込まれている。その台車が郵便局内に何台かが配送されて入荷すると、そのパレット台車からプラスチックボックスを下ろし、仕分け場所まで持って行って郵便物を取り出し、配達のための仕分け作業を行う、というものである。

勤務時間は午後10時から翌朝午前6時まで（但し、途中1時間休憩を

含む)の8時間であり、繁忙期にはしばしば時間外勤務も存在した。

2. 作業についてのマニュアルなどはないか、少なくとも原告に示されたことはなく、作業方法については全て先輩の非常勤職員から、直接教わるだけであり、正職員は配置されていたものの具体的作業について正職員の指示・監督などは行われていなかった。深夜の仕分け職員数は、10～12名程度であり、配置されていた正職員数は1～2名程度であった。

郵便物等の量は莫大なものであり、朝までに全ての郵便物等の仕分け作業を終了させねばならないため、極めて繁忙であった。常時体を使う仕事であったが、作業着も、作業手袋すら、郵便局からは支給されず、非常勤職員は私服で、手袋は自前で用意するような状況であった。

パレット台車には、取り外し可能の中棚があり、上段に1段で4つ、下段に2段で8つのプラスチックボックスが置かれるようになっていた。パレット台車にプラスチックボックスを搬入・搬出する際には、上下2段になっている表面の扉をそれぞれ見開きに開けて、横の部分にフックで止めて固定するような仕組みとなっていた。

3. 平成11年1月に川崎港郵便局が開設され、そこから郵便物が配送されてくるようになった。それ以降、荷物の取り扱いが目立って雑になっていった。郵便物が折れ曲がったり、千切れて破損している場合が増えてきたし、パレット台車の中棚を外して積んでくる場合、上の段には2段積みしないはずであったのに2段積みしてくる場合や、重い配送物が上に載せられているために下の配送物が潰れている場合などもしばしば見受けられるようになった。そのため、荷物が壊れたり、荷崩れすることの心配なども起きてきた。

平成11年頃、原告は、日常の業務の中で、このような心配が生じてきたため、このような問題が生じていることを記載したメモを図入りで作成し、上席課長の机の上において問題点を指摘したこともあったが、全く無視され続け、状況は変わらなかった。

4. 平成12年9月20日午前4時頃、「4時便」といわれる川崎港局からの配送トラックが登戸郵便局に到着した。2階へ郵便物の積まれたパレット台車を運び上げた後、事実上のまとめ役をしていた先輩非常勤職員からの指示により、原告ともう1人の非常勤職員が、小包等のパレット台車の担当となった。

原告が仕分けをすることとなったパレット台車は、小包等が積まれた台車であり、中棚が外されており、ゆうパック(小包)や国際郵便物等が渾然と積まれていたものであった。小包の場合には、プラスチックボックス

が使われることなく、パレット台車に積み重ねられており、中棚が外されている場合には、下から荷物が漫然と積み上げられている状態となる。そして、荷物の積み込みに際して、段ボールの大小等を考慮して大きいものを下に、小さいものを上にとこのような、荷崩れしにくいような積み方は常時されていなかった。そのためか、そのときのパレット台車では、下の方の段ボールの箱が一部潰れていたためか扉の方に段ボール等の荷物が傾いているような状態であった。

原告は、扉を開ける前に、外からこれらの荷物を押し返して、荷物のバランスを作った。そして、正面の扉を開けたところ、再び、荷物が崩れそうになったので、一步下がって両手と胸で荷物を支えようとした。そして、上の方に、幅約60センチ、縦・高さ各約40センチほどの大きな重い荷物があつたが、それを両手で支えて下ろそうとしたものの、体で他の荷物を支えようとしながらのことであり、荷物の重さで支え切れなくて、その小包が崩れ落ちて落下し、支えようとしていた右手にぶつかって落ちた。その小包の角がテープなどのために堅くなっていたためか、あるいは鋭利なものか入っていたのか、原告の右手首を7～8センチメートルにわたって、えぐるような切り傷を作った。原告右手首の傷からは床にしたたり落ちるほどの出血があつたが、誰も手当をしてくれることもなく、原告自身で傷を押さえる止血をしていた。

約1時間後に、郵便課の正規職員に事故が起きて怪我をしたことを申告したが、何の対応もなく、結局、原告は勤務終了まで通常業務（但し、軽作業）をこなさざるをえなかった。

勤務終了後、医者にかかったが、痛み止めが渡された程度であつたが、原告は単なる傷ではない「ジーンとしている」という違和感を医者に告げ続けたところ、整形外科を紹介され、そこで、「右前腕挫創」に加え、「右正中神経障害・右手根部症候群」という診断名を知らされた。

5. その後、原告は、聖マリアンナ医科大学病院などで治療、療養を続けたが、平成15年5月10日には、右前腕挫創・右正中神経不全損傷・右前腕～手カウザルギーの傷病名により、右手関節～指の痛み・しびれ、右手関節・手指の著しい可動域制限等の後遺障害が残り、症状が固定した。

第3 被告の責任～安全配慮義務違反～

1. 旧郵政省は使用者として、全従業員に対して、各従業員が安全に業務できるような労働環境を作り、労働教育を行う等することによって、従業員が労務の提供にあたって、従業員の生命・健康等を危険から保護するよう

配慮すべき安全配慮義務がある。

しかるに、旧郵政省はそれを怠り、本件事故を起こし、そのために原告に対して取り返しのつかない被害を与えたものであるから、原告に対してその損害を賠償すべき義務がある。

2. すなわち、郵便局が郵便物・小包などをパレット台車に積み込んで発送する場合、到着先及び輸送の間に、貨物が崩れ落ちないように積み込みを行うようにさせなければならない。

具体的には、荷物の積み込みにあたり、①重いもの、大きなものを下に積み、軽いもの、小さいものを上に置くというようにすること、②荷物がプラスチックボックスからはみ出ないような積み方、及びプラスチックボックスに入りきらない場合の荷物の積み方、③パレット台車の中棚は外さないようにすることなどについて、きちんとした従業員教育を行うとともに、これらに反するような積み方が絶対になされないように管理・監督すべきであった。

また、これに反するような積み方でパレット台車に積み込まれたものと認められるものについては、通常の下ろし方ではなく、数人掛かりで下ろすようにするなど、慎重かつ丁寧な方法で荷物が落ちないような下ろし方をするような労働教育と管理監督体制を組まなければならなかった。

また、原告ら、現場の作業員が万が一の場合にも挫創等の被害に遭わないような手袋等の作業服装を用意し、原告らに対して支給するなどの予防方法を講じるべきであった。

しかるに、旧郵政省は、これらの対策を、少なくとも、原告ら非常勤職員らに対しては、一切とらなかった。

その結果、本件事故が起き、原告に対して回復不能な重篤な傷害を与えたのであって、その責任は明らかである。

第4 被害

原告は、本件事故とその傷害により、平成12年9月21日から平成15年5月10日までの間は、労働することができなかった。また、平成15年5月10日に右前腕挫創・右正中神経不全損傷・右前腕～手カウザルギーの傷病名により、右手関節～指の痛み・しびれ、右手関節・手指の著しい可動域制限等の後遺障害が残り、症状が固定したが、その後も、実際には右手の使用が著しく困難なために、就労は著しく制限されている。

2. この事故に関しては、平成13年1月11日頃、業務上の公務災害と認定されて療養給付の支給がなされたが、平成15年9月5日には同年5月1

0日の治癒認定がなされて療養給付の支給は終了された。そして、同年7月31日には、原告に対して退職の手続きがとられた（一応、自己都合による退職届提出とされている）。しかるに、約4年間放置された後、平成19年1月29日に後遺障害準用等級第6級として後遺障害認定がなされ、同年8月10日、支給決定が出された。約4年間にわたり、原告に対しては、何の補償もない状態に放置されていた。

第5 損害額

1. 休業損害差額 金13,513,214円

(1) 基準年収額 金6,232,700円

原告は、本件事故当時満45才の健康な男性であった。事故当時、原告が郵便局の非常勤職員として勤務していたのは、原告の父親が脊椎後縦靭帯骨化症等により、要介護認定3等級の要介護者となっており、原告以外に介護する者がいなくなってしまうため、当面の間、日中は介護等を行い、深夜に働くことを考えていたからである。従って、現に原告が郵便局から受けていた賃金額は、日額約金5000円程度にすぎなかったが、休日にアルバイトをしたりして、不足の生活費を補っていた。また、郵便局に勤務するまでの間は、平均的な年収を得ていた。たとえば、昭和61年（原告は31才）時の年収額は金342万2725円であり、平均的な金額である。従って、基準年収額については、このような特殊事情を考慮し、賃金センサス平成13年男性労働者計高卒計の45才の平均年収額である金623万2700円を使用すべきである。

(2) 療養期間 962日

本件事故にあった翌日である平成12年9月21日から、症状固定日である平成15年5月10日までは、962日間である。

(3) 療養給付日額

原告は、本件公務災害の療養給付として、日額金3028円の割合による金員の支給を受けた。

(4) 計算 $(6,232,700 \div 365 - 3,028) \times 962 = 13,513,214$

2. 傷害慰謝料 金260万円

3ヶ月間の通院慰謝料としては、金260万円が相当である。

3. 後遺障害逸失利益 金38,073,964円

(1) 基準年収額 金6,232,700円

前述のとおり、基準年収額としては、賃金センサス平成13年男性労

働者計高卒計の45才の平均年収額である金623万2700円を使用すべきである。

(2) 障害補償年金額 金1,120,704円

原告に対しては、症状固定時から年金として金112万0704円が支給されることとなっているので、これを控除する。

(3) 労働能力喪失率 6級として67%

(4) ライプニッツ係数 12.462

症状固定日から67才までの就労可能年数は20年であるから、20年間のライプニッツ係数は、12.462である。

(5) 計算 $(6,232,700 \times 0.67 - 1,120,704) \times 12.462 = 38,073,964$

4. 後遺障害慰謝料 金1296万円

原告は、前述のような等級第6級に相当する後遺障害を受け、一生涯この後遺障害を負って生活し続けねばならない。利き腕である右腕がほとんど使い物にならず、左手だけで労働や生活をしていくこと、また父親の介護も続けなければならないことなどによる精神的な打撃は著しいものがある。それだけではなく、症状固定とされてから約4年間も何の補償もされることなく、放置されていたことによる精神的な被害も著しい。

このような事情に鑑みれば、後遺障害の慰謝料としては、金1296万円が相当である。

5. 弁護士費用 金600万円

原告は、本件損害賠償請求事件の訴訟を提起するにあたり、弁護士小野毅外に対して、旧日弁連報酬基準と同じ報酬契約とした弁護士報酬により、委任をせざるを得なかった。そのうち、1～4項の合計額の約1割にあたる金600万円は本件事故と相当因果関係のある損害である。

6. 総合計 金73,147,178円

第6 結論

よって、原告は被告に対して、請求の趣旨記載の裁判を求めて、本訴に及んだものである。

証 拠 方 法

追って口頭弁論において提出する。

添 付 書 類

- | | |
|----------|----|
| 1. 資格証明書 | 1通 |
| 1. 訴訟委任状 | 1通 |